

○ 令和7年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領 書類一覧表

番号等	書 類
募 集 要 領	・ 令和7年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領 ・ 別紙 1 整備促進対象圏域について ・ 別紙 2 認知症高齢者グループホームの指定又は変更までのフロー図（予定） ・ 別紙 3-1 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準 ・ 別紙 3-2 評価基準 ・ 別紙 3-3 評価の視点
添付書類 1	募集要領に関する質問書
添付書類 2	想定される主な Q&A
添付書類 3	提出書類作成上の注意事項
添付書類 4	提出書類一覧表 （提出書類様式） ・ 認知症高齢者グループホーム事業計画書 ・ 様式 1 応募者の概要 ・ 様式 2 事業所運営計画 ・ 様式 3 事業所整備計画 ・ 様式 4 暴力団排除に係る適否判定基準確認のための誓約書兼同意書 ・ 別紙 1 介護保険事業の実施状況一覧 ・ 別紙 2-1 法人代表者経歴書 ・ 別紙 2-2 管理者経歴書 ・ 別紙 3 役員名簿 ・ 別紙 4 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 別紙 5 土地立入承諾書 ・ 別紙 6 地元説明報告書 ・ 別紙 7 融資見込証明書 ・ 別紙 8-1 整備資金の積算根拠 ・ 別紙 8-2 整備後の運営費の積算根拠 ・ 別紙 9 記載箇所（一覧）
添付書類 5	介護施設整備費等補助金について

令和7年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに認知症高齢者グループホーム（サテライト型を含む。以下「グループホーム」という。）を設置運営する事業者、又は既存事業所のユニット数の増加若しくは 1 ユニット当たりの定員数の増加を行う事業者（以下「設置運営事業者」という。）を選定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容	
定員数等	124人分※	全市域（全39圏域）を対象に募集します。 ※廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。
整備期間	令和7年度～9年度 ※1 令和8年度中に着工すること。 ※2 令和10年4月1日指定により、事業開始するものを含む。	
整備形態	① 新規整備（サテライト型を含む。） ② 既存事業所のユニット数の増 ③ 既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増	
募集ユニット数	1～3ユニット ・1ユニット当たりの定員は5人から9人とする ・整備形態が①又は③で、1ユニットのみの事業所の場合の定員は9人とする	
補助金の交付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「介護施設整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（TEL082-504-2173）	

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、7月18日（金）午後 5 時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）で介護保険課事業者指定係に送付してください。件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原

則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

4 応募方法

(1) 応募受付

【一次提出】

受付期間	令和7年8月1日（金）から8月8日（金）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。 <u>事前に提出日時を電話で予約してください。</u> ※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。
受付場所	広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 TEL082-504-2721
提出部数	1部
審査及び指摘	① 提出された事業計画書について、書類審査を行います。 ② 書類審査の結果、介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定要件を満たしていないなど、適否判定上の疑義等について、提出後2～3週間程度で確認の上、その旨の指摘を文書で行います。 ③ また、指摘事項のない場合にもその旨を連絡します。
留意事項	① 設置計画書の作成、提出等に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。 ② また、提出された書類は、返却しません。 ③ 提出された設置計画書等は公文書となるため、広島市情報公開条例に基づき情報開示を行うことがありますのであらかじめ御承知おきください。

【二次提出】※一次提出を提出期限までに提出した場合に限り受け付けます。

受付期間	令和7年9月8日（月）から9月12日（金）まで
受付時間	一次提出と同じ
受付場所	一次提出と同じ

提出部数	1 部 ※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。 ・2 認知症高齢者グループホーム事業計画書（写） ・3 応募者の概要【様式1】 ・4 事業所運営計画【様式2】 ・5 事業所整備計画【様式3】 ・6 立面図 ・7 配置図 ・8 各階平面図 ・9 断面図 ・26 整備予定地の写真 ・27 位置図
留意事項	① 二次提出書類受理後、適否判定上「否」と判断される事項がある場合は、選定対象としないので十分注意してください。 ② 二次提出後は提出書類の変更を認めません。

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めません（本市から差し替えを依頼した場合を除く。）ので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 設置運営事業者の選定等

(1) 適否判定

別紙3-1の「認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、選定対象外とし、応募者ヒアリング及び採点は行いません。

(2) 選定方法等

ア 評価及び選定

応募者から提出された事業計画書を、別紙３－２の「２ 評価基準」及び別紙３－３の「３ 評価の視点」に基づき評価し、定員数（１２４人分。ただし、廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。）を超えない範囲内で、評価得点（イによる加点がある場合は加点後の得点とします。）の高い順に設置運営事業者を選定します。評価に当たり、応募者ヒアリングを実施します。

ただし、次の場合は選定しません。

- ① 評価得点（イによる加点前の得点とします。）が、１１０点満点中６割未満の場合
- ② 選定基準「２ 評価基準」の「(1)評価項目・配点」のうち、大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の７０点中６割未満の場合

イ 加点

評価得点が上記アの①又は②により不選定となる事業者を除き、次のとおり加点します。

- (ア) 高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い１３圏域（幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、井口台・井口、安佐・安佐南、東原・祇園東、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域）において整備する事業計画の場合、１５点を加点します。
- (イ) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも１以下の圏域（別紙１参照）において、小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所（いずれもサテライト型を含む。）を併設、又は認知症対応型通所介護事業所が１以下の圏域（別紙１参照）において認知症対応型通所介護事業所を併設（新たに開設する事業所に限る。以下「併設事業所」という。）する事業計画の場合、５点を加点します。
- (ウ) 選定基準「２ 評価基準」の「(2)加点項目・加点」のうち、加点項目「独自の取組」について、特色ある独自の取組が計画されている場合には、各項目につき３点を加点します。
- (エ) 施設の老朽化による建て替えに合わせ、ユニットや定員の増を行う場合には、１０点を加点します。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和７年１１月ごろに選定結果を通知します。

また、選定された応募者については、応募者名、選定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

設置運営事業者を選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、設置運営事業

者として選定される前の辞退は可能です。

6 選定後の手続き

(1) 事業者指定申請

新規整備（サテライト型を含む。）に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。

なお、令和9年度末（令和10年4月1日指定を含む）までに事業を開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

(2) 変更届出

既存事業所のユニット数又は1ユニット当たりの定員数の増に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、ユニットの整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満した段階で、本市に対して変更届出を行うことができます。令和9年度末（令和10年4月1日変更を含む）までに事業を変更できるよう変更届出を行う必要があります。

本市は、変更届出の内容について審査し、適切と判断した場合には、変更届出を受理します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の選定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 選定取消しについて

ア 設置運営事業者として選定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和9年度末（令和10年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、選定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として選定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、整備予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、選定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の選定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 選定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の認知症高齢者グループホーム設置運営事業者の募集に応募できません。

(5) 整備予定地について

ア 整備予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 整備予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記

載されていない資産売却等による現金、普通預金又は当座預金等の確保があった場合には、その挙証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

ウ 運用財産（運転資金）

運用財産として、事業所の年間予定事業費（収支予算書における支出予算額）の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。事業計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることのないよう注意してください。

エ 借入金

償還計画は、利用者から徴収する居住費等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、地域住民等（整備予定地に隣接する土地に居住する住民や隣接地権者）及び整備予定地のある町内会等とします。別紙3-1「選定基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として選定後は速やかに、選定後の地元説明を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（TEL082-504-2506）にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（TEL082-504-2288）又は都市整備局緑政課（TEL082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、整備予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。

オ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を整備資金に積算してください。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定申請（変更届出）時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2721

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者（介護保険） > 介護事業者募集 > 令和7年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者を募集します 【ページ番号：1040235】

整備促進対象圏域について

施設定員数及び施設整備数は令和7年6月1日時点のもの

区	募集する日常生活圏域	令和5年9月末時点の 高齢者人口に対する 施設定員数の割合 が低い圏域への加算	併設加算する日常生活圏域		小規模多機能型居宅 介護事業所及び看護 小規模多機能型居宅 介護事業所の整備数 (開設準備中のものを含む)	併設加算する 日常生活圏域 認知症対応型通所 介護事業所を併設	認知症対応型通所 介護事業所の整備数 (開設準備中のものを含む)
			看護小規模多機能型 居宅介護事業所を併設	小規模多機能型居宅 介護事業所を併設			
中区 (4圏域)	幟町	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	国泰寺	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	吉島		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	江波				3	【併設加算 5点】	未整備
東区 (4圏域)	福木・温品		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	戸坂		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	牛田・早稲田		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備		2
	二葉	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
南区 (5圏域)	大州	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	段原	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	翠町				2	【併設加算 5点】	未整備
	仁保・楠那		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	宇品・似島	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
西区 (6圏域)	中広	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1		2
	観音		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	1
	己斐・己斐上				2	【併設加算 5点】	未整備
	古田		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	庚午		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	井口台・井口	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
安佐南区 (6圏域)	城山北・城南				4	【併設加算 5点】	1
	安佐・安佐南	【加算 15点】			2	【併設加算 5点】	未整備
	高取北・安西		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1		2
	東原・祇園東	【加算 15点】			2		2
	祇園・長束		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	戸山・伴・大塚				2	【併設加算 5点】	未整備
安佐北区 (6圏域)	白木		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	高陽・亀崎・落合				4	【併設加算 5点】	未整備
	口田	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	1
	三入・可部				3	【併設加算 5点】	1
	亀山		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1		2
	清和・日浦		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
安芸区 (3圏域)	瀬野川東・瀬野川(中野東 小学校区)				2	【併設加算 5点】	未整備
	瀬野川(中野東小学校区 を除く)・船越		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備		2
	阿戸・矢野		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
佐伯区 (5圏域)	湯来・砂谷	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
	五月が丘・美鈴が丘・三和	【加算 15点】	【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	1
	城山・五日市観音				3	【併設加算 5点】	未整備
	五日市		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	1
	五日市南		【併設加算 5点】	【併設加算 5点】	1	【併設加算 5点】	未整備
全39圏域		加算対象:13圏域	加算対象:28圏域			加算対象:33圏域	

※ 各日常生活圏域の範囲は、広島市ホームページの [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者福祉](#) > [介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [日常生活圏域一覧](#)
【ページ番号:1011410】で確認してください。

【準備】

6月1日

募集要領の公表

【設置運営事業者の選定】

応募受付期間
(一次:8月1日~8月8日)
(二次:9月8日~9月12日)

事業計画書 受付

審査から選定は市地域
密着型サービス事業者
選定委員会が実施

審査(適否判定)

適否判定基準を満たしていない場合

「否」と判断(選定対象外)

9月中旬
~
10月下旬

応募者ヒアリング

評価点数(加点を除く。)が満点
の6割未満等の場合

採 点

不選定

選 定

11月

選定通知又は不選定通知

【事業所整備等】

事業所又はユニットの整備
及び人員の確保等

【事業者指定又は変更】

事業者指定申請
又は変更届出書提出

(事業所整備等が終了した事業者から
順次手続を進める。)

※着工:令和8年度末まで
指定:令和9年度末まで

審査

事業者指定又は
ユニット数・1ユニット当たりの定員数の増加

認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

- ① 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
- ② 介護保険事業の適正な運営を行っていること。

- ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。
 - ・ 新規整備等を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。
- ③ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
- ④ 広島市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（参考：12ページ表【暴力団密接関係者に関する注意事項】）に該当しないこと。
- ⑥ 認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者として選定又は決定され事業所を整備した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること。当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。
- ⑦ 過去の広島市認知症高齢者グループホーム及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者募集で選定された事業者においては、令和7年8月8日時点において当該選定に係る事業所が開設されていること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の整備時期	令和8年度中に着工し、令和9年度末（令和10年4月1日指定等を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
整備予定地	① 自己所有、借地及び借家により広島市内に整備予定地が確実に確保できること。 ② 公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。 ③ 整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。 ④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。 ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。 【整備予定地の一部が「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当している場合の取扱い】 「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であつて、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う。
資金計画	① 事業所の整備に必要な自己資金等の確保ができること。 ② 事業開始後の資金計画が適切であること。 ③ 事業開始時の運転資金（年間必要資金12分の2以上）が確実に確保できること。

設 備 要 件	① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号）で定められた基準を満たすこと。 ② 共同生活住居数は1以上3以下（サテライト型の場合は1又は2）であること。なお、1である場合は、利用定員は9名とする。 ③ 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。 ④ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が指定申請又は変更届出までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有するものであること。
地 元 説 明	整備予定地近隣の住民の方々の理解や協力を得た上で、選定後に事業の円滑な実施につなげるため、事前に施設整備に関する説明を実施してください。 ① 説明の対象は、地域住民等（整備予定地に隣接する土地に居住する住民や隣接地権者）及び整備予定地のある町内会等とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会等との境界付近に位置する場合など、事業所の整備に伴い周辺町内会等も影響を受けることが見込まれる場合は、その町内会等へも説明を行ってください。 ② 地域住民等への説明に当たっては、町内会等への説明会参加者を除き、可能な限り訪問の上実施するよう徹底してください。説明書類をポスティングするだけ、あるいは不在のため説明を行わない、ということは控えてください。 ③ 町内会等に説明を行うに当たっては、会長等に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会等に入会していない住民にも配慮してください。 ④ 整備予定地に隣接する集合住宅（アパートやマンションなど）にお住いの住民への説明に当たっては、その集合住宅所有者に相談の上、適切な方法により丁寧に説明してください。 ⑤ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。 なお、この説明は、広島市にグループホームの事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。 ⑥ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。 ⑦ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。
応 募 数	一法人当たりの応募可能数は、1を限度とする。 注：一法人は、出資関係、株式の保有割合、役員等の重複、事業の一体的PR、事業計画書の内容が同一などの事情から実質的にグループ法人と判断される者を含む。

【暴力団密接関係者に関する注意事項】

暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

2 評価基準 (1) 評価項目・配点			別紙 3 - 2				
評 価 項 目			評 価 の ポ イ ン ト		配 点		
大 区 分	中 区 分	小 区 分					
応募者の概要		介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス（介護予防を含む。）のうち、いずれかを現在提供している者 ①令和２年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②令和２年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において令和２年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を２回以上受けたことがない。 ④令和２年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。		5	5	
			特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防支援				
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。		5	70※	
		地域との連携	利用者・職員の積極的な地域活動への参加を計画し、地域と活発な交流を行うこととしているか。		5		
			非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、町内会等と連携することとしているか。				
			地域に対して、地域の人材（地域のボランティア、協同労働など）の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。				
			地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談、認知症カフェ等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。				
		利用者の家族との連携	家族会の設置の有無とその運営の在り方かどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。		5		
			運営に関する意見の反映方法はどうか。				
		事業所管理運営	運営母体（法人代表者（予定者））	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。			5
			管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。			5
				職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。			5
	質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。						
	働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。						
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える体制が整備されているか。		5		
			事故の対応について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。				
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害の対策について、適切な体制が整備されているか。		5		
			食中毒予防や感染症対策について、基準に沿った具体的な取組が計画されているか。				
		栄養・協力医療機関	栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。		5		
			事業所からの距離や診療科目等について適切な医療機関を協力医療機関とすることとしているか。				
		サービスの質の確保	利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。		5		
			個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。		5		
			中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。		5		
			認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。		5		
			より質の高いケアを行うために新しい技術の導入や科学的介護を推進する取組が計画されているか。		5		
計		110※					

※ 評価得点が110点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

(2) 加点項目・加点

加 点 項 目	加 点 の ポ イ ン ト	加 点
要整備圏域への整備	幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、井口台・井口、安佐・安佐南、東原・祇園東、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和のいずれかの圏域に整備する事業計画か。	15
看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも１以下の圏域で併設するか。	5
小規模多機能型居宅介護事業所との併設	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも１以下の圏域で併設するか。	5
認知症対応型通所介護事業所との併設	認知症対応型通所介護事業所が１以下の圏域で併設するか。	5
独自の取組	事業所運営又は整備建物において、特色ある独自の取組が計画されている。 【①地域との連携、②職員の配置及び人材育成・定着等（障害者雇用など）、③サービスの質の確保（機能訓練など）、④建物の特質（広島県産の木材使用など）、⑤安全・健康面等への配慮（シックハウス対策・衛生管理への配慮など）、⑥ユニット、⑦水回り空間】	各3 (最高21)
施設老朽化による建て替え	施設老朽化による建て替えに合わせ、ユニット増等を行うものか	10
加 点 計		61

評 価 項 目			視 点	
大 区 分	中 区 分	小 区 分		
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービスの事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている
				利用者本位のサービスを提供するために職員が守るべき倫理を定め、職員に周知することとしている
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底することとしている
				職員全員が年1回以上、事業所の自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すこととしている
				外部評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図ることとしている
		地域との連携	地域との相互交流	利用者・職員の積極的な地域活動への参加を計画し、地域と活発な交流を行うこととしている
			非常時に備えた地域との連携	非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、町内会等と連携する
			地域人材の活用	地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れることとしている
			地域住民を対象とした介護相談等の実施	地域住民を対象とした認知症介護に係る研修会や介護相談等を行うこととしている
				認知症カフェ等を運営する計画である
		利用者の家族との連携	家族との交流の機会の確保	家族会を設置する
				利用者の一時帰宅について、本人や家族へのアセスメントを実施するなどの支援を行う
				3台以上、グループホーム用の来客用駐車場がある
				来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている
			家族への情報提供と意見の反映	利用者やその家族から、事業所に対する意見や提案を把握するための取組(アンケートの実施や相談窓口の設置など)があり、それらを事業所運営に反映させることにしている
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	法人代表者(予定者)	設置運営事業者募集に応募した適切かつ達成したい動機がある
		管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる
				介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる
			職員配置	看護・介護職員について、以下のいずれかに合致する体制とする計画であること。 (ア)介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士資格取得者を50%以上配置する (イ)看護・介護職員のうち、常勤職員を75%以上配置する (ウ)看護・介護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数7年以上の職員を30%以上配置する
				看護師を常勤換算で1名以上配置する
				夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者をユニット数に1加えた数以上配置する
		質の高い中核的人材育成・定着等		「介護職員等処遇改善加算」を算定する計画となっている
				管理者やリーダー的スタッフの資質向上のための研修を年1回以上受講させる
				応募者が運営する事業所及び施設が、ひろしま介護マイスター養成事業所の認証を受けている
		働きやすい環境づくり		働きやすい環境づくりを推進しており、法人として「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を受けている
				職場におけるハラスメントを防止するためのガイドラインを作成する
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故発生時の対応	苦情処理体制	利用者やその家族からの苦情等窓口を設ける
				受けた苦情や要望などを、サービスの質向上のための改善行動に活かすこととしている
			個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する
			事故発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する
				寄せられた苦情や、事故・ヒヤリハットについて全職員が共有できる機会を設け、再発の防止を図ることとしている
		災害対策・衛生管理・感染症対策	災害発生時の対応	各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
				非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う
				年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水害など自然災害に対する避難訓練を実施する
				夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する
			衛生管理・感染症対策	食中毒予防、各種感染症の予防及び発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
		栄養・協力医療機関	栄養管理	療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の取組を行うこととしている
				管理栄養士による、療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理を行うこととしている
				利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について適切に確認を行うこととしている
			協力医療機関	協力医療機関との距離が近い(道のりで5km以内)
				歯科医院を含めた、複数の協力医療機関を確保することとしている
		サービスの質の確保	利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービス	利用者の家族等による援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合において、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を支援する
				利用者の金銭管理に関するマニュアルを作成する
				ユニバーサルデザインをベースとして、認知症の利用者が利用しやすく不穏にならないような工夫を行うこととしている
				利用者の服薬管理を適切に行うためのマニュアルを作成する
			個別ケアの実施	自立した日常生活を営めるようにするため、利用者が有する能力に応じて、炊事、洗濯、清掃等の役割を担ってもらい、利用者と職員が共同で行う取組がある
				個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する
				利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする
				摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある
				プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある

				利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する
				中重度利用者への処遇
				認定特定行為業務従業者を配置し、登録特定事業者として登録を受ける予定である
				看取りに関する指針を作成し、入居の際に利用者又はその家族に対し看取り介護について十分な説明を行う
				ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する
				職員に対し、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」を計画的に受講させることとしている
				計画作成担当者が、訪問リハ、通所リハ又はリハビリを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等の助言をもとに作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づき、計画的な機能訓練を実施することとしている
			認知症への対応と医療との連携	医療機関と、新興感染症の発生時を含め、感染症発生時における具体的な対応方法を定めた協定書を締結することとしている
				若年性認知症利用者の受け入れを行うこととしている
				以下のいずれにも合致する体制とする計画であること。 (ア)事業所の職員として又は病院等との連携により、看護師を1名以上確保する (イ)看護師により24時間連絡できる体制を確保する
				入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、退院後再び当該認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保することとしている
			新しい技術等を生かした処遇・科学的介護の推進	歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士からの助言に基づいた、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する
				介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する
				見守り機器、インカム等のICT、介護記録の作成の効率化に資するICTを導入する
				上記以外で、新しい技術を導入することとしている
				職員の勤務時間(時間外含む)や有給休暇取得の状況などの実績調査を行い、機器導入の効果を継続して把握することとしている。
				LIFEを活用し、質の高いサービスを実施するためのPDCAサイクルを構築する
経営の安定性		法人経営の安定性	法人経営の安定性	決算期を3期以上経た法人である
				3年連続で営業利益を出している
				直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている
				直近の会計年度において、債務超過となっていない
		事業所の所有関係	土地	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
			建物	自己所有である(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
整備予定地	道路・交通	道路状況		敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能か(事業所から車が直接出入りできる道路であること)
				無理なく離合可能な幅員(6m以上)
		公共交通機関		公共交通機関の駅やバス停まで近く(道のりで500m以内)、平日の昼間において1時間に1本以上の運行がある
	周辺状況	環境		市街化区域に整備する
				浸水想定区域外又は浸水想定区域内であり水害対策に資する設備(非常用電源の屋上設置、止水板など)の設置をすることとしている
		生活の場		商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(道のりで500m以内)外出の機会を促進する生活環境
				平地にあり、徒歩又は車いすによる外出の機会を促進する生活環境
	面積・日照等	余裕のある敷地		建ぺい率60%以内の建設である
				日照
				南側が斜面や高層建築物等で遮られていない
整備建物		安全・健康面等への配慮	建物の構造	耐火構造又は準耐火構造である
				ユニットが2階以下に配置されている
			避難経路	車いすによる自力での避難が可能な廊下幅及び出入口を2か所以上設けている(幅員が150cm以上の避難経路を確保しているなど)
				居間及び食堂の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる
			安全面	利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している
				玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している
				駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について段差をなくし、有効幅員150cm以上確保することとしている
				非常時の備えとして、利用者のための食糧等を3日分備蓄する、非常用電源の設置などを行うこととしている
				車いす等の利用や、転倒防止や職員の身体の負担軽減に配慮した素材を使用することとしている(具体的な素材を記載)
			衛生管理	感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している
	ユニット・居室	ユニット		居間及び食堂と居室が別の階にあるなど、ユニットがフロアで分断されていない
				利用者の状態に合う高さのいすやテーブルを用意する
				居室は居間及び食堂に近接して一体的に配置されている
		居室		全ての居室面積が基準面積の1.3倍以上(9.7㎡以上)
				居室が不整形でなく、ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅である
	水回り空間	トイレ設備		ユニットごとに2か所以上に分散して設置している
				清掃・臭い対策を講じている
				簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している
		浴室		ユニットごとに設置している
				個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている

【 重要 】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。

令和 年 月 日

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係 行き
 電子メール (kaigo@city.hiroshima.lg.jp)

募集要領に関する質問書

以下のとおり質問を提出します。

法 人 名		
所 在 地		
質問者氏名		
連 絡 先	T E L	
	F A X	
	電子メール	

質 問 内 容	
---------	--

想定される主な Q&A

1 応募要件について

Q1： 建物は、新築又は既存の施設の増改築・改修のどちらも可能か。

A1： 可能です。

ただし、既存の施設を利用する場合には、当該事業所が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。

なお、昭和 56 年 5 月以前に建築確認を受けた建物で、耐震診断を実施した結果、新耐震基準と同等の耐震性能を有する場合は、耐震診断結果の概要書の提出が必要です。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

Q2： 建物及び整備予定地は、賃借によることも可能か。

A2： 可能です。

なお、借家又は借地の場合は、契約書又は賃貸借確約書の提出が必要です。

Q3： 応募の時点で、整備予定地を特定しなければならないか。

A3： 購入等により確保する必要はありませんが、整備予定地を特定しておく必要があります。

Q4： 急傾斜地崩壊危険区域等に指定されている区域に整備予定地を購入している。既に事業に着手していると認められるような場合でも、適否判定基準を満たさないとして失格となるのか。

A4： 適否判定基準を満たさず、失格となります。

Q5： 適否判定基準の整備予定地の項目の中に、「整備予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと」とあるが、具体的にはどのような権利設定をいうのか。

A5： 整備予定地及び事業所建物が売却等されることにより、利用者が直ちに移転を迫られる事態を避けるために設けた規定です。支障となりうるかどうかは、抵当権の種類、借入金額などから総合的に判断します。

Q6： 適否判定基準(2)設置計画に係るもの 資金計画の項目③にある「年間必要資金の 12 分の 2 以上」は、金融機関からの借入金を含めても良いのか。それとも、借入金を除いた資金のことか。

A6： 「年間必要資金の 12 分の 2 以上」は、借入金による確保は認められません。年間必要資金の 12 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

Q7： 市税・法人税等納税証明書、融資見込証明書、預金残高証明書は、認知症高齢者グループホームの応募に合わせて併設事業所の応募を行う場合にも、それぞれに原本を添付する必要があるのか。

A7： それぞれに原本を添付する必要はありません。ただし、どの応募（事業計画書）に原本を添付しているのかを、明らかにしておいてください。

Q8： 事業計画書の提出時には、管理者を確定（採用）する必要があるのか。

A8： 事業計画書の提出時には、管理者を確定（採用）しておく必要はありません。ただし、設置運営事業者を選定された後、指定申請時までには、下記の①と②双方の条件を満たす者を確定する必要があります。

なお、特定の管理者が決まっていない場合、管理者経歴書（別紙2-2）に記載された経験年数（見込み）は少なくとも遵守する必要があります。

- ① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者

Q9： 事業計画書の提出時には、代表者及び管理者が所定の研修を修了している必要があるのか。

A9： 事業計画書の提出時には、代表者及び管理者が所定の研修を修了している必要はありません。ただし、設置運営事業者を選定された後、指定申請時までには、代表者であれば①の、管理者であれば②の研修を修了している必要があります。

- ① 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修

なお、代表者については、次の③か④のいずれかの経験が必要です。

- ③ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験
- ④保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験

2 評価基準について

Q1： 既存事業所のユニット数の増又は既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増による事業所整備の場合、増加に係る部分だけでなく、事業所全体が評価基準による評価の対象となるのか。

A1： 事業所全体が評価基準による評価の対象となります。

Q2： 併設加点について、詳しく聞きたい。

A2： ① 「併設」の範囲はどこまでか。

「併設」の範囲は、「同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する」事業所までとします。

② 既存の事業所に併設する場合は、加点となるのか。

既存の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所に新たに認知症高齢者グループホームを併設して整備する場合は、加点となりません。

③ 既存の事業所を廃止し、新規事業所を整備するのに併せて併設する場合は、加点となるのか。

既存の小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を廃止し、新たに認知症高齢者グループホームを整備するのに併せて小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設して整備する場合は、加点となりません。

Q3： ヒアリングでは、どのようなことを行うのか。

A3： 応募者からのプレゼンテーション約5分、本市選定委員会委員からの質問約10分の計15分を予定しています。

応募者からは、どのようなコンセプトで事業所整備を行うのか、利用者処遇のどのような点に意を用いているのかについて、アピールをしていただきたいと思います。

3 提出書類について

Q1： 土地所有者が費用を支出して建物を整備し、土地所有者から事業者が建物を借り受ける場合、土地所有者が確実に建物整備に係る費用を拠出できることを証明する資料（預金残高証明書、融資見込証明書等）は必要か。

A1： 事業者以外の者が事業所整備に係る費用を支出する場合には、当該事業者以外の者が確実に費用を支出できることを証明する資料を提出してください。

Q2： 契約書又は賃貸借確約書の様式は指定のものがあるか、又、無ければ記載要件（必須項目）があるか。

A2： 指定様式はありませんが、以下の事項を当該契約書（賃貸借確約書）に定めている必要があります。

- ・ 賃料、敷金、建設協力金の有無及び額
- ・ 契約期間
- ・ 建物面積、建物構造、建物用途、建物所在地
- ・ 停止条件の有無及び期間
- ・ その他必要な事項

Q3： 提出書類の「定款の写し」について、事業目的に地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）が含まれていない。選定を受けた後、指定申請までに定款変更を行い、事業目的に追加すればよいのか。

A3： 定款の事業目的に地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）が含まれていない場合であっても、選定を受けた後、指定申請までに定款変更を行い、当該サービスを事業目的に追加すれば問題ありません。

4 選定後について

Q1： 設置運営事業者として選定された後に、応募の際の整備予定地での事業実施が困難となった場合、例えば同一の圏域内の別の場所に変更することは可能か。

A1： 設置運営事業者は、整備予定地を含めて評価・選定しています。整備予定地の変更については、選定した前提条件を変更することになりますので、認められません。

Q2： 「選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間応募できない」とあるが、具体的にどのような場合に当てはまるのか。

A2： ① 次の場合は正当な理由がないと判断します。

- ・ 資金繰りの悪化や、事業計画の収支見込みの立て方が甘い、補助金の交付の対象とならなかったなど、法人側の資金面を理由とする辞退
- ・ 応募前の地元説明が不十分で、選定後に反対運動等が起こって着工の見込みが立た

なくなった場合

② 次の場合は正当な理由があると判断する可能性がありますので、速やかに協議を行ってください。

- ・ 開発許可等、他法に基づく手続きに時間を要し、令和9年度末（令和10年4月1日指定を含む）までの事業開始が見込めなくなった場合
- ・ 地元住民が反対運動を行っており、選定後、何度も説明の機会を設けたにも関わらず折り合いがつかない場合
- ・ 事業計画書提出時には、地主や賃貸人等関係者と合意していたにも関わらず、選定後に関係者の翻意により事業計画書どおり実施できなくなった場合

②の場合、応募停止とはなりません。令和9年度末（令和10年4月1日指定を含む）までの事業開始が見込めなくなった時点で辞退していただくか選定を取り消すことがあります。

Q3： 指定申請（変更の届出）をする時点になって、事業計画書どおりの人員配置が困難となった場合、協議をすれば変更を認めてもらえるのか。

A3： 設置運営事業者の選定は、事業計画書の内容に即した指定申請（変更の届出）がなされ、事業開始後10年間は遵守されることを前提に行っています。指定申請（変更の届出）の段階で、勤務時間数や有資格者数等の職員配置が事業計画書よりも下回っている場合は、事業計画書について、虚偽の記載があったと判断して選定の取り消しを行うことがありますので、十分注意が必要です。

また、選定が取り消しとなった場合、事業所整備や既に雇用した職員人件費など事業所整備に要した経費について、本市は一切負担しません。

したがって、事業計画書作成にあたっては、10年間維持し続けることが可能な計画か、十分検討していただくようお願いします。

5 その他

Q1： 広島市の指定基準は、どのようになっているか。

A1： 原則、国の基準等に則していますが、本市の条例で定める独自の基準があります。

国の基準等及び本市の条例の独自の基準につきましては、「トップページ」> 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者（介護保険）> 基準条例・指定基準・介護報酬告示等（事業者 介護保険）> 基準条例・指定基準・介護報酬告示等 一覧」【ページ番号：1011466】をご覧ください。

Q2： 事業所が所在する圏域外にお住まいの方が、当該事業所のサービスを利用することは可能か。

A2： 可能です。

ただし、本市以外の市町村にお住まいの方は、原則として本市の地域密着型サービスを利用できません。

Q3： 設置運営事業者として決定された場合は、必ず補助金交付の対象になるのか。

A3： 補助金交付は、認知症高齢者グループホームの補助対象圏域（幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、井口台・井口、安佐・安佐南、東原・祇園東、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域）で新規事業所を開設する場合、又は同圏域で既存事業所を増床する場合に限られ、また、予算の範囲内で認められるものであり、必ず補助

金交付の対象となるものではありません。

なお、補助金の交付を受ける場合、施設整備や開設準備（備品購入等）は、広島県からの補助内示後、補助金交付決定後に着手する必要があります。

詳細については、介護保険課管理係（TEL 082-504-2173）までお問い合わせください。

このほか、募集要領に関する質問の回答は順次広島市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者（介護保険） > 介護事業者募集 > 令和7年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者を募集します【ページ番号：1040235】

提出書類作成上の注意事項

1 総括

- (1) 応募者において事業計画を作成してください。
- (2) 「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 60 号）」並びに「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号）に則して事業計画を作成してください。
- (3) 提出された事業計画書に沿って審査を行うため、内容に漏れや誤りのないよう注意してください。記載漏れがあると、その項目についての評価ができませんので注意してください。
- (4) 別紙 3「2 評価基準」及び「3 評価の視点」で、評価のポイント・視点を示しています。事業所運営計画【様式 2】及び事業所整備計画【様式 3】の記載が、評価のポイント・視点に則っていない場合や、評価のポイント・視点を単に羅列しただけの場合は、評価点数につながりません。評価のポイント・視点に則った具体的な取組（どのように達成するのか）が記載されている場合は、評価点数につながります。
- (5) 口欄がある場合は、該当するものにチェック（✓）又は塗りつぶし（■）してください。
- (6) 事業所運営計画【様式 2】及び事業所整備計画【様式 3】の記載欄が不足する場合は、適宜、行を追加し、全て様式内に記入してください。事業者が任意に作成した別紙は審査には用いられません。

2 図面等の作成について

図面等は、原則 A3 判サイズ（建物に係る図面は縮尺 1/200 程度。A3 判サイズの場合は A4 判サイズに三つ折りにしてください。）で提出してください。

(1) 配置図

- ア 方角記号及び敷地への進入路を明記してください。
- イ 駐車場について、来客用、事業所用及び職員用が確認できるように記載してください。
- ウ バリアフリー対策について確認できるように、レベル（G L ±）を記載してください。

(2) 立面図

周辺景観との調和の審査に使用するため、4 方向からの立面図を作成し、そのうち建物の正面は、建物周辺の風景を取り込んだイメージ図（カラー印刷）で提出してください。

(3) 各階平面図

- ア 各サービスの設備基準において、面積基準が定められている設備（居室、宿泊室、機能訓練室など）の面積は、すべて内法で算出した面積（以下「有効面積」という。）とし、面積基準は、有効面積において上回るようにしてください。

有効面積を上段に、壁芯での測定面積を下段に記載してください。

イ 浴槽の形態（個別浴槽、大型浴槽、機械浴槽等）、トイレの配置状況、トイレへの簡易シャワー設置など、計画している設備はすべて図面に明示するとともに、事業所の特色としてPRしたい点については「事業計画書」に漏らさず記載してください。

ウ 避難経路及び廊下の手すりを図面に明示してください。1 階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路がある場合は、その旨を図面に補記してください。

エ 設備基準にない設備（菜園、機能訓練室等）を整備する場合、事業所の特色として評価することがあるため、設備名に網かけを行うなど、わかりやすく表記してください。また、併せて事業計画書にも記載してください。

オ バリアフリー対策について確認できるように、レベル（G L ±）を記載してください。

(4) 断面図

敷地の高低差等を確認するため、建物の中心部分（玄関を含む。）を通過する断面図及び緊急時の避難路を通過する断面図を添付してください。また、配置図に断面図の位置関係を記載してください。

図の横に面積表を記載してください。

3 各種法令の確認

(1) 都市計画図の「用途地域」及び「その他の規制」

本市のホームページ「ひろしま地図ナビ」

(<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>) で入手可能です。

(2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域図等

広島県庁のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」

(<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>) で入手可能です。

(3) 洪水浸水想定区域図

本市のホームページ「広島市防災ポータル」

(<http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>) で入手可能です。

4 提出書類

(1) 原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、提出書類一覧表とともに、A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックス（添付書類4 提出書類一覧表参照）をつけてください。

(2) 提出書類一覧表等に記載された注意事項を参考に作成し提出してください。

(3) 選定委員会資料とするため、次の書類を別途9部提出してください。書類は番号順に重ね、クリップ留めしたものを9部作成してください。ファイリングやインデックスは不要です。

「2 認知症高齢者グループホーム事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「26 整備予定地の写真」、「27 位置図」

提出書類一覧表

※ 「提出要否欄」について、「○:必ず提出すること」、「△:該当する場合に提出すること」

インデックス番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出要否※	提出確認
1	提出書類一覧表	提出する書類について、「提出確認」欄に「○」を記入すること。	○	
2	認知症高齢者グループホーム事業計画書		○	
3	応募者の概要【様式1】		○	
4	事業所運営計画【様式2】		○	
5	事業所整備計画【様式3】		○	
6	立面図	4方向からの立面図を作成し、そのうち建物の正面は、建物周辺の風景を取り込んだイメージ図(カラー印刷)で提出すること。	○	
7	配置図	・前面道路の状況(二方向通行可、幅員等)、駐車場及び門、塀等の構造物を記入するとともに、断面図との位置関係を記入すること。 ・駐車場から玄関まで及び敷地出入口から玄関までの動線(幅員及びGLも表示)を記入すること。 ・横に面積表を記載すること。	○	
8	各階平面図	・各階平面図とは別に、居室、トイレ及び浴槽(既製品の場合はカタログを添付)の平面図をそれぞれ作成し、提出すること(縮尺1/50程度)。なお、廊下の手すりも記入すること。 ・避難経路(幅員及びGLも表示)を記入すること。	○	
9	断面図	建物の中心部分(玄関を含む。)を通過する断面図及び緊急時の避難路を通過する断面図を添付すること。	○	
10	定款の写し		○	
11	介護保険事業の実施状況一覧[別紙1]		△	
12	法人代表者経歴書[別紙2-1]		○	
13	管理者経歴書[別紙2-2]		○	
14	役員名簿[別紙3]	当該法人の役員全員について、氏名、ふりがな、生年月日、住所及び役職名が記入されたものを提出すること(役員に法人が含まれる場合は当該法人の役員名簿も添付すること)。	○	
15	組織体制図(予定図)	当該事業所のみを対象とした組織体制図とすること。	○	
16	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表[別紙4]	指定の様式を使用すること。	○	
17	職場におけるハラスメント防止のガイドライン	事業所の運営実態に沿う内容であること。	△	
18	苦情処理対応のマニュアル		△	
19	個人情報保護対策のガイドライン		△	
20	事故対応のマニュアル		△	
21-1	非常災害対策のマニュアル		△	
21-2	各種自然災害発生時のマニュアル		△	
21-3	避難確保計画		△	
22-1	食中毒予防のマニュアル		△	
22-2	感染症対策のマニュアル		△	
23	利用者の金銭管理に関するマニュアル		△	
24	利用者の服薬管理に関するマニュアル		△	

インデックス番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出 要否 ※	提出 確認
25	協力医療機関等までの距離(道のり)が客観的に把握できる資料	経路と距離が確認できるものを提出すること。	○	
26	整備予定地の写真	A3判サイズの用紙を9分割し、中心に配置図(撮影方向を記入し縮小したもの)、その周りに整備予定地の写真8葉を貼付したものを提出すること。	○	
27	位置図(付近見取図)	周辺の状況(最寄りの公共交通機関、同種施設、保育園・幼稚園、小学校、中学校、協力医療機関等及び商業施設等までの経路を含む。)が確認できるものを提出すること(縮尺1/10000程度及び1/2000程度の2通り)。なお、方角を記入するとともに、整備予定地の範囲を明確にしておくこと。	○	
28	最寄の駅・電停・バス停からの距離(道のり)が客観的に把握できる資料	経路と距離が確認できるものを提出すること。	○	
29	保育園又は幼稚園・小学校・中学校からの距離(道のり)が客観的に把握できる資料	経路と距離が確認できるものを提出すること。	○	
30	整備予定地の登記事項証明書(全部事項) 土地売買確約書又は賃貸借確約書	整備予定地に係る全ての地番の登記事項証明書(全部事項)を提出すること(提出前3か月以内に発行。複数地番がある場合は、別途一覧表を作成のうえ添付すること。)。 【購入予定の場合】 土地の購入により整備予定地を確保する場合は、土地売買確約書を提出すること。 【借地の場合】 借地により整備予定地を確保する場合は、賃貸借確約書を提出すること。	○	
31	土地立入承諾書[別紙5]	既存の建物を使用する場合も添付すること。	○	
32	建物の登記事項証明書(全部事項) 売買確約書又は賃貸借確約書	【既存建物の場合】 登記事項証明書(全部事項)を提出すること(提出前3か月以内に発行)。 【今後新規整備の場合】 不要 【購入予定の場合】 建物を購入する場合は、建物売買確約書を提出すること。 【借家の場合】 借家の場合は、賃貸借確約書を提出すること。 建物所有者が土地所有者と異なる場合、建物所有者が土地の使用権限を有していることを証明する書類(賃貸借契約書、賃貸借確約書等)を提出すること。	△	
33	地元説明報告書[別紙6]		○	
34	「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」 所轄消防署による直近の「立入検査結果通知書」 建物の「検査済証」	既存の建物を利用する場合に提出すること。	△	
35	耐震診断結果の概要書	昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、提出すること。	△	
36	納税証明書 (市税／国税(法人税、消費税及び地方消費税))	提出前3か月以内に発行されたものを提出すること。 【広島市税】 納税証明書(滞納がない旨の証明書) 【法人税、消費税及び地方消費税】 納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)	△	

インデックス番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出 要否 ※	提出 確認
37	法人決算書の写し (貸借対照表、損益計算書、事業活動計算書等)	直近の3期分の法人全体の決算状況が分かる書類を提出すること。	△	
38	預金残高証明書	法人設立後、決算をまだ実施していない法人にあっては、提出前1か月以内のものを提出すること(複数口座がある場合は、別途一覧表を作成の上添付すること)。	△	
39	融資見込証明書[別紙7] 融資元の資金を証する書類(※)	金融機関からの借入を計画している場合は提出すること。 ※金融機関以外からの借入を計画している場合は提出すること。	△	
40	整備資金の積算根拠 [別紙8-1]		○	
41	整備後の運営費の積算根拠 [別紙8-2]	事業開始後3年目までについて作成すること。 事業計画書の内容(配置職員等)との整合性を確認すること。	○	
42	都市計画図の「用途地域」	ひろしま地図ナビにおける「都市計画情報」→「用途地域」で地点情報を表示したもののカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で縮尺1/2500～1/5000程度)。また、整備予定地の範囲を明確にしておくこと。 ＜参考＞ https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal	○	
43	都市計画図の「その他の規制」	ひろしま地図ナビにおける「都市計画情報」→「その他の規制」で地点情報を表示したもののカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で縮尺1/2500～1/5000程度)。また、整備予定地の範囲を明確にしておくこと。 ＜参考＞ https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal	○	
44	土砂災害警戒区域・特別警戒区域図	土砂災害ポータルひろしまにおける「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」のカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で出力項目は「地図と凡例」縮尺1/1500～1/3000程度)。また、整備予定地の範囲を明確にしておくこと。 ＜参考＞ https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx	○	
45	浸水想定区域図	広島市防災ポータルにおける「防災情報マップ」の「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」のカラーコピーを提出すること(A4判(縦)で縮尺1/1500～1/3000程度)。また、整備予定地の範囲を明確にしておくこと。 ＜参考＞ http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/	○	
46	令和2年度以降の、本市内に所在する既存事業所における本市が実施した運営指導等の結果通知	漏れなく提出すること。 (文書指導があった場合は、改善報告書も添付すること。)	△	
47	令和2年度以降の、都道府県等が実施した監査の結果通知(改善勧告、改善命令、指定取消等に限る。)	漏れなく提出すること。	△	
48	暴力団排除に係る適否判定基準確認のための誓約書兼同意書【様式4】		○	
49	記載箇所(一覧) [別紙9]	各評価の視点に関する記載がある箇所を漏れなく記載すること。	○	

介護施設整備費等補助金について

1 概要

次に掲げる種別の事業所について、開設のために施設等の整備を行う費用や、円滑な開所に必要な準備経費等の補助を行います。

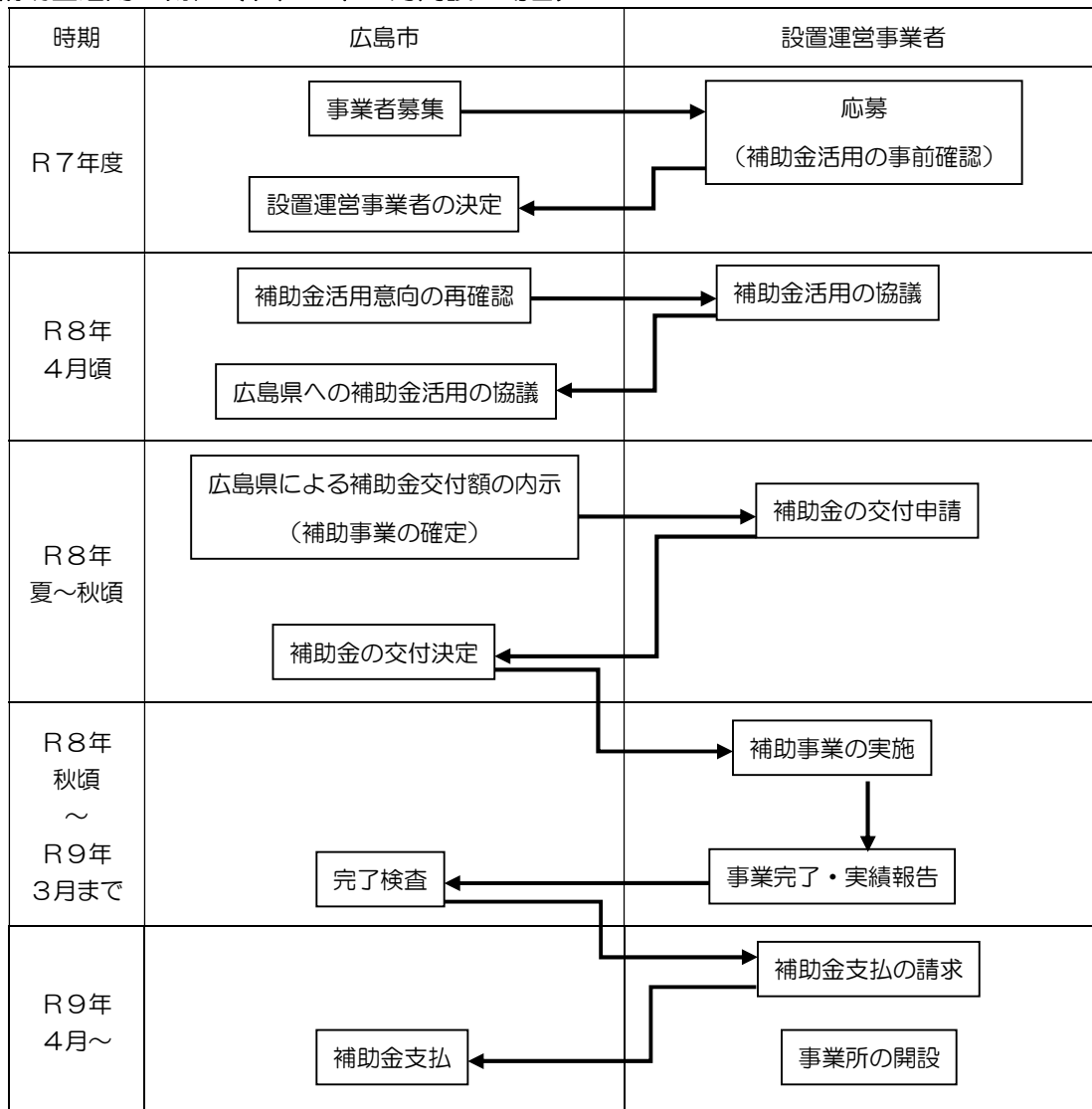
種 別	補 助 内 容	基 準 額 （ 上 限 額 ） （※令和7年度県単価）
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）（※）	施設の整備等	1施設当たり 39,600,000 円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 10,500,000 円）
	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 784,000 円
小規模多機能型居宅介護事業所	施設の整備等	グループホームに同じ
	開設準備経費等	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	施設の整備等	グループホームに同じ
	開設準備経費等	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	施設の整備等	1施設当たり 7,000,000 円
	開設準備経費等	1施設当たり 13,280,000 円
認知症対応型通所介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 14,100,000 円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 10,500,000 円）
	開設準備経費等	補助対象外

※ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の補助対象圏域は、高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い13圏域（幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、井口台・井口、安佐・安佐南、東原・祇園東、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域）内で整備する場合に限ります。

2 留意事項

- 補助金活用の協議は、補助金の交付を約束するものではありません。補助の要件を満たしていても、本市及び広島県の予算の都合等により、補助金を交付できない場合があります。
 ついては、応募時の資金計画は、補助金の交付を見込まないものとして作成してください。
- 広島県による補助金交付額の内示（補助事業の確定）は、例年夏～秋頃に行われていますが、事務の都合等により内示時期が遅れる場合があります。
- 補助金の交付決定後に補助事業を実施してください。交付決定前に補助事業に着手された時には、補助金を交付できない場合があります。また、補助事業を行うために締結する契約については、本市の契約規則に準じた契約手続きを行ってください。
- 年度内に完了検査を終える必要があります。
- 原則として、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することができません。建物等を取得するための抵当権設定については承認できる場合がありますが、根抵当権の設定は認められません。
- 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象としますが、賃借権設定等の要件を満たしていることを条件とします。

3 補助金活用の流れ（令和9年4月開設の場合）



【この補助金に関する問合せ先】

健康福祉局高齢福祉部介護保険課（管理係）

電話：082-504-2173

Mail：kaigo@city.hiroshima.lg.jp